

## 桜川ロードパーク多目的広場使用要綱

### (目的)

第1条 この告示は、桜川筑西ICの暫定供用中に設置されている桜川ロードパーク内多目的広場（以下「多目的広場」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用条件)

第2条 多目的広場を使用できる者は、桜川市が後援する公共性及び公益性を満たした地域活性化に資するための事業を行う任意団体、NPO法人又は公益法人とする。

2 多目的広場を使用するにあたっては、道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく道路占用の許可の要件を満たし、「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン（平成17年3月国土交通省道路局）」を準用しなければならない。

3 多目的広場を連続して使用できる期間は、7日間以内とし、使用時間は、午前7時から午後7時までとする。

4 使用者は、桜川ロードパーク及び周辺道路での安全を確保するための対策を講じなければならない。

### (許可申請及び許可)

第3条 多目的広場を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該イベント等の実施の1箇月前までに、桜川ロードパーク多目的広場使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請書の提出があった場合は、「桜川ロードパークの管理に関する覚書（平成20年3月28日締結）」の規定により、岩瀬国道出張所に道路占用許可の申請を行うものとする。

3 市長は、前項による道路占用許可を受けた後、申請者に対し、桜川ロードパーク多目的広場使用許可書（様式第2号）を交付しなければならない。

4 市長は、許可書を交付する際、桜川ロードパーク及び周辺道路の管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

### (遵守事項)

第4条 多目的広場の使用にあたっては、次の各号を順守しなければならない。

(1) 多目的広場の使用にあたっては、多目的広場以外の桜川ロードパーク内施設及び周辺道路の利用に支障が無いようにすること。

(2) 桜川ロードパーク内施設を損傷し、又は汚損しないこと。

(3) 張り紙、張り札その他の広告を表示しないこと。

(4) 多目的広場内へのテント設営、桜川ロードパーク内への案内看板、その他の物件を設置する場合は、安全管理に十分注意すること。

(5) ゴミ、その他の汚物を捨てること等、不衛生な行為をしないこと。

(6) 音響機器を使用する際は、騒音により周辺的生活環境を損なわないよう

にすること。

(7) 使用後は、多目的広場等の清掃を行うこと。

(使用許可の取消等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の取消し又は停止をすることができる。

(1) 公序良俗を損なう恐れがあるとき。

(2) 多目的広場等を汚損する恐れがあるとき。

(3) その他、多目的広場の環境を乱す恐れがあるとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) 許可条件に違反又は目的外の使用内容であるとき。

2 前項の規定による使用の取消又は停止により生じた損害については、市はその責めを負わない。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(使用報告)

第8条 多目的広場使用後は、1週間以内に使用報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により多目的広場を含む桜川ロードパーク内施設をき損した者は、道路管理者の指示するところにより、その損害を賠償し、現状に回復しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。